

陳述書

2026 年 6 月 27 日

住所

署名 千葉 絵理子

第1 私の経歴と生活の状況

1 経歴

私は、[REDACTED]生まれの48歳です。現在、カナダ・ノバスコシア州[REDACTED]に居住しています。

私は、2023年6月末頃、娘と一緒に海外で英語を学び、生活してみたいと考え、当時勤めていた会社を退職し、娘と二人でカナダに渡航しました。ノバスコシア州を選んだのは、娘の留学先との関係に加え、都会よりも自然の豊かな場所で生活してみたいと考えたためです。カナダに来てからは、まず語学学校に通い、その後、カレッジに進学しました。カレッジでは幼児教育について学び、資格を取得しました。現在は、現地でEarly Childhood Educatorとして幼児教育に携わっています。日本でいえば、保育士や幼稚園教諭に近い仕事です。

2 家族構成、カナダで選挙権がないこと

私はシングルマザーで、一緒にカナダに来た一人娘は現在高校1年生です。娘は現在一時的に日本に戻って暮らしており、来年には再びカナダと一緒に暮らす予定です。日本には私の両親や二人の弟、その家族がおり、実家は宮城県仙台市にあります。カナダには就労ビザで滞在しています。市民権はないため、カナダでは国政選挙をはじめとする選挙で投票することができません。私にとって、日本の国政選挙で投票することは、主権者として政治に参加することのできる唯一の機会です。

3 [REDACTED]と在外公館の位置関係

私が住んでいる[REDACTED]から、最寄りの在外公館である在モンリオール日本国総領事館までは、約1,175キロメートル離れており、自動車で行けば片道約12時間、航空機を利用しても少なくとも片道約3時間を要します。

第2 在外選挙人名簿への登録とこれまでの投票

1 在外選挙人名簿への登録

私は、２０２３年１１月、東京都台東区の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の申請を行い、在外選挙人証の交付を受けました（甲Ｂ１）。台東区は、私が日本を出国する前に住んでいた場所です。日本で出国時に登録できる制度があることは当時知らなかったため、カナダに到着してから現地の日本国総領事館を通じて手続きをしました。

私は、日本にいた頃から、国政選挙、地方選挙を問わず毎回欠かさず投票していました。投票は国民として当然の責任・権利であり、自分の意思を政治に反映させる大切な機会だと考えていたからです。そのため、海外に住むことになっても、これまでと同じように日本の選挙で投票を続けたいと考えました。

２ これまでの投票

これまでの在外選挙は、すべて郵便投票を利用してきました。具体的には、２０２４年１０月の第５０回衆議院議員総選挙、２０２５年７月の第２７回参議院議員通常選挙、そして今回の第５１回衆議院議員総選挙について、いずれも郵便投票を選択しました（甲Ｂ１）。

第３ 本件選挙における投票の経緯

１ 投票用紙等の請求（１月中旬・日本国内から投函）

私は、２０２５年１１月２７日頃から２０２６年１月中旬まで、日本に一時帰国していました。ちょうどカナダに帰る前頃、衆議院が解散される可能性があるという報道を見ました。海外から郵便投票をする場合には投票用紙等の請求から受領、投票用紙の返送までに時間がかかることを知っていたので、選挙になる可能性があるのであれば、できる限り早く手続きをしなければ間に合わないかもしれないと思いました。

私は、帰国時に、万が一のときのことを考えて、在外選挙人証と投票用紙等請求書を念のため持参していました。そこで私は、２０２６年１月１０日頃、宮城県仙台市の実家近くのポストから、１１０円切手を貼った普通郵便で投票用紙等請求書を台東区の選挙管理委員会に投函しました（例年は、カナダから国際追跡郵便を利用し約１万円の郵便費用を負担してい

カナダから請求すると、国際郵便に日数を要するため、投票用紙等の到着が遅れ、投票に間に合わなくなるおそれがあると考えました。そこで、正式な解散前ではありましたが、日本に滞在しているうちに手続きを済ませ、少しでも早く投票用紙等を受け取れるようにしておこうと考えました。

結局、私が投票用紙等を実際に受け取ることができたのは、投開票日から16日も経過した2月24日でした。追跡情報によれば、2月5日にカナダに到着し、2月9日に[REDACTED]に到達したようです（甲B4：追跡情報）。しかし、私が投票用紙等を受け取った2月24日の時点では、すでに投開票日を過ぎていたため投票用紙等一式を日本に返送することはしませんでした。これらは現在も手元に保管しています。

3

空港での待ち時間や搭乗手続きを含めると実際にはもっと時間がかかると
思います。また、航空券代も大きな負担です。過去に娘と二人でモントリ
オールに行った際には、比較的安い航空会社を利用しても航空券だけで約
16万円程度かかりました（甲B5：航空券代シミュレーション、甲B
6：カナダドル円レート）。一人分でも8万円程度かかり、在外公館で投
票するためだけにこの費用を負担することは容易ではありません。

また、本件選挙における在外公館投票の実施期間は、2026年1月2
8日（水）から同月31日（土）までのわずか4日間しかありませんでした
（甲B2：第51回衆議院議員総選挙及び第17回最高裁判所裁判官国
民審査に伴う在外投票の実施について（確定））。私は1月19日に仕事
を始めたばかりで、投票のためだけにモントリオールまで往復することは、
現実的にも困難な状況でした。

そもそも、郵便等投票を利用するためには、投票用紙等請求書とともに
在外選挙人証の原本を送付しなければなりません。そのため、投票用紙等
の到着を待っている間は在外選挙人証が手元になく、途中で在外公館投票
へ切り替えることも制度上できませんでした。

2 冬期の気象・郵便事情等

今回の選挙の時期は、カナダでは冬にあたります。私の住む地域でも雪
が降りますし、実際にこの選挙の頃には大雪がありました。カナダの冬は、
天候によって交通機関が乱れることも日常茶飯事です。飛行機が遅れたり、
欠航したりすることも珍しくありません。

また、カナダの郵便事情は、日本と比べると安定しているとはいえませ
ん。普段から遅延が生じやすく、郵便物が予定どおり届かないことも珍し
くありません。特に冬季は、雪や悪天候の影響で配達や交通機関に遅れが
生じることがあります。

このように、郵便投票が投開票日までに間に合うかどうかは、現地の気
象状況、交通事情、郵便システムなど、私自身ではコントロールすること

のできない事情に大きく左右されます。今回投票できなかったことは、個人の努力ではどうにもならない問題だったと考えています。

第5 投票できなかったことについての思い

私は、日本にいた頃から、国政選挙、地方選挙を問わず、毎回欠かさず投票してきました。そのため、今回の選挙でも当然投票したいと強く思っていました。だからこそ、投票できるようにするため、自分にできることはできる限り早い段階から行いました。海外に住む者として、郵送には時間がかかることを見越し、正式な解散前から日本国内で投票用紙等を請求するなど、少しでも投票できる可能性を高めようと行動しました。

しかし、それにもかかわらず、投票用紙等は投開票日までに私の手元に届きませんでした。その結果、投票したいという明確な意思があり、必要な手続も適切に行っていたにもかかわらず、投票することができませんでした。このことについて、私は大変悔しくやるせない気持ちでいっぱいです。投票は、本来、有権者が特別な努力をしなければ行使できない権利であってはならないと思います。海外に住んでいるというだけで、何万円もの費用と長時間の移動を負担して在外公館まで行くか、あるいは郵便が間に合うことを祈るしかないという現状は、選挙権を安心して行使できる制度とはいえないと思います。

私は、日本をより良い社会にしていきたいという思いを、一人の有権者として持ち続けています。日本に住んでいなくても、日本には家族がおり、娘も日本国籍を有しています。娘の将来のことを考えても、日本の政治や社会がどのような方向に進むのかは、私にとって今も重要な問題です。特に、ジェンダー平等や女性の権利に関する問題などについては、日本社会が変わってほしいと強く思っています。

また、私の周りには日本人が多く生活していますが、在外選挙人名簿への登録をしていない人や、制度自体を知らない人も少なくありません。制度が複雑で、投票するまでの負担が大きいことも、在外邦人が政治参加から遠ざかる一因になっていると感じています。

私は、今回の問題を自分一人だけの問題だとは考えていません。現在の制度

のままでは、今後も私と同じように投票できない在外邦人が生まれ続けると思います。また、将来、娘が海外で生活することになったときにも、同じような問題に直面してほしくありません。娘やこれからの世代の人たちが、海外に住んでいても安心して選挙権を行使できる環境を実現してほしいと心から願っています。

在外邦人が、国内に住む有権者と同じように、実質的に選挙権を行使できる制度が必要です。そのためには、郵便投票だけに依存するのではなく、インターネット投票など、海外からでも確実に投票できる仕組みを整備していくことが重要だと考えます。本件訴訟を通じて、在外邦人の選挙権が実質的に保障される制度が実現することを強く望みます。

以 上